

○厚生労働省告示第十四号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によりされた同法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療機器の名称 予定される使用目的、効能 申請者の氏名又は名称及び住所 指定年月日

又は効果

HAL医療用 下肢 緩徐進行性あるいは慢性進行性の神経・筋難病疾患患者を対象として、定期的、間欠的、治療的に装着し筋収縮を助けることで、筋萎縮と筋力低下の進行を抑制する。

CYBERDYNE株式会社 平成二十六年

茨城県つくば市学園南二丁目二番 十二月十九日

地一

間欠的、治療的に装着し筋収縮を助けることで、筋萎縮と筋力低下の進行を抑制する。

輪部支持型ハードコ
ンタクトレンズCS
100
重症多形滲出性紅斑（ステ
イーブンス・ジョンソン症
候群、中毒性表皮壊死症）
の眼後遺症の視力補正及び
株式会社サンコンタクトレンズ
京都府京都市中京区麩屋町通夷川
上ル笹屋町四百七十五番地
平成二十六年
十二月十九日

症状緩和